

黒石市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第4号

黒石市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

黒石市文化財保護条例施行規則（昭和52年黒石市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条の規定により、条例」を削る。

第6条を第10条とする。

第5条を次のように改める。

市文化財の所有者等又は管理団体が条例第12条第1項の規定による承認を受けようとするときは、黒石市文化財現状変更承認申請書（様式第9号）を教育委員会に提出しなければならない。

第5条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

（届出）

第9条 条例第14条各号に掲げる事由が生じたときの届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- （1） 条例第14条第1号又は第2号に該当する場合 黒石市文化財所有者等、管理責任者（管理団体）変更届（様式第10号）
- （2） 条例第14条第3号に該当する場合 黒石市文化財滅失（毀損、亡失）届（様式第11号）
- （3） 条例第14条第4号に該当する場合 黒石市市文化財修理届（様式第12号）

(4) 条例第14条第5号本文に該当する場合 黒石市文化財所在地変更届(様式第13号)

第10条 条例第14条第5号ただし書の規定による教育委員会規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第12条第1項の規定による承認を受けて行う市文化財の現状の変更又は保存に著しい影響を及ぼす行為に伴う所在の変更

(2) 条例第14条第4号の規定による届出をして行う市文化財の修理に伴う所在の変更

第4条中「第15条第2項」を「第10条第2項」に、「補助」を「補助」に、「文化財(管理及び修理)補助金交付申請書(様式第4号)を教育委員会」を「黒石市文化財(管理及び修理)補助金交付申請書(様式第8号)を市長」に改め、同条を第7条とする。

第3条を次のように改める。

(管理責任者に係る届出)

第3条 条例第8条第3項の規定による届出は、黒石市文化財管理責任者選任等届(様式第6号)により行うものとする。

第3条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(管理指定団体の同意)

第6条 教育委員会は、条例第9条第2項の規定による同意を得ようとするときは、黒石市文化財管理団体指定同意書(様式第7号)を収受して行うものとする。

第2条の見出し中「申請」の次に「及び同意」を加え、同条中「第10条第1項」を「第4条第1項」に、「文化財」を「黒石市文化財(以下「市文化財」という。)」に、「教育委員会」を「黒石市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、条例第4条第3項の規定による同意を得ようとするときは、黒石市文化財指定同意書(様式第2号)を収受して行うものとする。

第2条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定書及び認定書)

第4条 条例第7条第1項の規定による指定書の交付は黒石市文化財指定書(様式第3号)により、認定書の交付は黒石市文化財保持者(保持団体)認定書(様式第4号)により行うものとする。

2 前項の指定書又は認定書の交付を受けた者が、当該指定書又は認定書を紛失し、若しくは破損したときは、黒石市文化財指定書等再交付申請書（様式第5号）を教育委員会に提出し、再交付を受けることができる。この場合において、指定書又は認定書の再交付を受けたときは、先に受けた指定書又は認定書は、無効とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

黒石市教育委員会 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
(団体名及び代表者名)

### 黒石市文化財指定申請書

下記の文化財を黒石市文化財に指定くださるよう申請します。

#### 記

- 1 文化財の種類
- 2 名称及び員数
- 3 所在地
- 4 所有者・保持者又は保持団体の住所及び氏名又は名称
- 5 構造及び形式
- 6 創造及び沿革
- 7 申請の事由
- 8 その他参考となるべき事項

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

黒石市教育委員会 様

住 所

氏 名

印

(保持団体名及び代表者名)

### 黒石市文化財指定同意書

下記の文化財を黒石市文化財に指定することに同意します。

#### 記

- 1 文化財の種類
- 2 名称及び員数
- 3 所在地

黒第 号



黒石市文化財指定書

1 指定文化財の種別

2 名称及び員数

3 当該指定文化財の特徴

4 当該指定文化財の所在地

5 所有者等の氏名(名称)  
及び住所

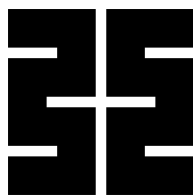
6 指定年月日

上記を黒石市文化財保護条例第4条第1項の規定により  
黒石市文化財に指定する。

年 月 日

黒石市教育委員会 印

認定第 号



黒石市文化財保持者（保持団体）認定書

- 1 住所又は所在地
  
- 2 氏名又は  
保持団体名及び代表者名

上記のものを黒石市文化財保護条例第7条第1項の規定により  
黒石市文化財                      の保持者（保持団体）に認定する。

年    月    日

黒石市教育委員会    印

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

黒石市教育委員会 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
(団体名及び代表者名)

### 黒石市文化財指定書等再交付申請書

下記のとおり（黒石市文化財指定書・黒石市文化財保持者（保持団体）認定書）を紛失(破損)しましたので再交付を申請します。

#### 記

- 1 市文化財の名称及び員数
- 2 指定（認定）年月日及び旧指定書（認定書）の番号
- 3 紛失(破損)発見年月日
- 4 紛失(破損)の状況・理由
- 5 その他参考となるべき事項

注 破損の場合は、指定書を添付すること。



様式第 5 号の次に次の 8 様式を加える。

様式第6号(第5条関係)

年 月 日

黒石市教育委員会 様

住 所

氏 名

印

(保持団体名及び代表者名)

黒石市文化財管理責任者選任等届

下記のとおり管理責任者を（選任・解任）したので届け出ます。

記

- 1 市文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者の氏名及び住所
- 5 選任（解任）年月日
- 6 選任（解任）の理由
- 7 その他参考となるべき事項

様式第7号(第6条関係)

年 月 日

黒石市教育委員会 様

住 所

団体名

代表者名

印

### 黒石市文化財管理団体指定同意書

下記の文化財について、貴委員会が当団体を管理団体に指定することに同意します。

#### 記

1 市文化財の名称及び員数

2 市文化財の所在地

様式第8号(第7条関係)

年 月 日

黒石市長 様

住 所  
申請者  
氏 名  
(団体名及び代表者名) 印

黒石市文化財(管理及び修理)補助金交付申請書

黒石市文化財保護条例第10条第2項及び黒石市文化財保護条例施行規則第7条の規定に基づき、補助金交付申請書を提出いたします。

記

- 1 市文化財の名称及び員数
- 2 市文化財の所在地
- 3 補助申請額
- 4 申請の理由
- 5 工事の概要
- 6 施行予定期間
- 7 施行者住所氏名
- 8 その他参考となるべき事項

様式第9号(第8条関係)

年 月 日

黒石市教育委員会 様

住 所  
申請者  
氏 名  
(団体名及び代表者名)

印

黒石市文化財現状変更承認申請書

指定文化財の現状を下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 市文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の番号
- 3 市文化財の所在地
- 4 所有者等の氏名（団体名及び代表者氏名）及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 現状変更の理由及び内容
- 7 現状変更の着手及び終了の予定期間
- 8 施行者の氏名（名称）及び住所
- 9 変更に要する経費
- 10 その他参考となるべき事項

様式第10号(第9条関係)

年 月 日

黒石市教育委員会 様

住 所  
氏 名 印  
(団体名及び代表者名)

黒石市文化財所有者等、管理責任者（管理団体）変更届

黒石市指定文化財の所有者等、管理責任者（管理団体）を下記のとおり変更したので届け出します。

記

- 1 市文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の番号
- 3 市文化財の所在地
- 4 変更前の所有者等、管理責任者の氏名（団体名及び代表者氏名）及び住所
- 5 変更後の所有者等、管理責任者の氏名（団体名及び代表者氏名）及び住所
- 6 変更年月日
- 7 変更の理由
- 8 その他参考となるべき事項

様式第11号(第9条関係)

年 月 日

黒石市教育委員会 様

住 所  
氏 名  
(保持団体名及び代表者名) 印

黒石市文化財滅失（毀損、亡失）届

下記のとおり黒石市文化財を滅失（毀損、亡失）したので届け出ます。

記

- 1 市文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の番号
- 3 市文化財の所在地
- 4 所有者等の氏名（団体名及び代表者氏名）及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 滅失（毀損、亡失）の事実の生じた日時及び場所
- 7 滅失（毀損、亡失）の原因及び当時の管理状況
- 8 滅失（毀損）の程度
- 9 その他参考となるべき事項

注 滅失（毀損）の場合は、写真等を添付すること。

年 月 日

黒石市教育委員会 様

住 所  
氏 名  
(保持団体名及び代表者名)

印

黒石市文化財修理届

市文化財を下記のとおり修理するので届け出ます。

記

- 1 市文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の番号
- 3 市文化財の所在地
- 4 所有者等の氏名（団体名及び代表者氏名）及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 修理を必要とする理由
- 7 修理の内容及び方法
- 8 修理の着手及び終了の予定期間
- 9 施行者の氏名（名称）及び住所
- 10 その他参考となるべき事項



様式第13号(第9条関係)

年 月 日

黒石市教育委員会 様

住 所  
氏 名 印  
(保持団体名及び代表者名)

### 黒石市文化財所在変更届

黒石市文化財の所在を下記のとおり変更したいので届け出します。

#### 記

- 1 市文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の番号
- 3 所有者等の氏名（団体名及び代表者氏名）及び住所
- 4 管理責任者の氏名及び住所
- 5 変更前の所在
- 6 変更後の所在
- 7 変更（予定）年月日
- 8 変更の理由
- 9 その他参考となるべき事

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。